

務	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 1 0 4 号
令 和 6 年 6 月 2 8 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。（別添1：官報の写し。別添2：新旧対照条文））が本年6月14日に公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（一部規定にあっては、公布の日から起算して1月を経過した日（令和6年7月14日））から施行することとなった。その概要等は下記のとおりである。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」という。

記

1 銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化

(1) 公共の空間における発射罪の対象への拳銃等以外の銃砲等の追加

拳銃等以外の銃砲等についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所等に向かって、又はこれらの場所等において発射することに対する罰則を設けることとした。（第3条の13関係）

(2) 拳銃等以外の銃砲等の所持に関する罰則の強化

人の生命、身体又は財産を害する目的（以下「人の殺傷等の目的」という。）で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化することとした。（第31条の3関係）

(3) 銃砲等の所持のあおり又は唆しに関する罰則の整備

拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに対する罰則を設けることとした。（第32条第7号関係）

2 電磁石銃の「銃砲」への追加

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、弾丸の

運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のものを「銃砲」に含めることとし、許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持を禁止することとした。（第2条及び第3条関係）

3 ライフル銃の範囲の拡大

ライフル銃の定義を変更し、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃の許可の基準の特例を適用することとした。（第5条の2関係）

4 その他

(1) 保管委託することができる銃砲の追加

猟銃等保管業者に保管委託することができる銃砲に空気拳銃を追加することとした。（第10条の8関係）

(2) いわゆる眠り銃に対する規制の強化

猟銃等を所持許可に係る用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる場合について、所持許可に係る用途に供していない期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮するとともに、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更を行うことができることとした。（第11条第5項関係）

(3) 公務所等への照会に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、所持許可等に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第13条の2関係）

5 施行期日等

(1) 施行期日

ア 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

イ ただし、前記1については、公布の日から起算して1月を経過した日（令和6年7月14日）から施行することとした。

(2) 経過措置

ア 特定電磁石銃所持者等に関する経過措置

改正法の施行（前記(1)ア関係。以下同じ。）の際現に電磁石銃を所持している者（以下「特定電磁石銃所持者」という。）については、基本的に、改正法の施行の日から起算して6月を経過するまでの間（以下「経過期間」という。）は、特定電磁石銃（特定電磁石銃所持者が改正法の施行の際現に所持している電磁石銃をいう。以下同じ。）に関する限り、所持の禁止の規定は適用しないこととし、特定電磁石銃所持者の従業者並びに特

定電磁石銃所持者から特定電磁石銃について輸出又は廃棄の取扱いを委託された者及びその従業者（いずれも職務上特定電磁石銃を所持している場合に限る。）についても、同様とすることとした。

また、これらの場合について、正当な理由なき携帯運搬の禁止、発射の制限、原則として自ら保管する義務、譲渡する場合における相手方の確認に関する規定その他一定の規定を準用することとした。（改正法附則第2条関係）

イ 特定電磁石銃の所持許可の申請をした者に関する経過措置

経過期間内に特定電磁石銃について法第4条の所持許可の申請をした特定電磁石銃所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該特定電磁石銃について当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなすこととした。この場合において、所持許可に係る電磁石銃であることの確認等の規定等については適用しないこととした。（改正法附則第3条関係）

ウ ライフル銃の所持の許可に関する経過措置

改正法の施行の際現に改正法第2条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が特定ハーフライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が腔旋の長さの半分以上を超えず、かつ、5分の1以上であるものをいう。以下同じ。）であるものに係る当該特定ハーフライフル銃についての所持の許可（改正法附則第4条の規定の適用を受けて当該特定ハーフライフル銃についての所持許可が更新された場合における当該更新された所持許可を含む。以下この項目において同じ。）の更新（当該許可に係る用途に標的射撃が含まれていない場合にあつては、施行日から起算して10年を経過する日までに行われたものに限る。）に係る許可の更新の基準については、引き続きライフル銃以外の猟銃の許可の更新の基準を適用することとした。（改正法附則第4条関係）

エ 許可の取消し等に関する経過措置

改正法の施行の際現に旧法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者（施行日以後引き続き2年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していない者を除く。）に対する法第11条第5項の規定の適用については、引き続き3年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上である場合にあつては、その全部）に供していな

いと認めるときは、その許可を取り消すことができることとした。（改正法附則第5条関係）

6 運用上の留意事項

(1) 地域住民等に対する広報活動の推進

改正法の内容については、今後、警察庁のウェブサイト、SNS等により広報を行うこととしていることから、地域住民への広報に際しては、こうした素材を活用すること。

(2) 警察職員に対する指導教養

各署にあつては、改正法の内容についてできる限り速やかに、地域課、刑事担当課、組織犯罪対策担当課、警備課などに指導教養を行うこと。

担当：生活安全企画課
営業・危険物係

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年六月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

法律第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二中「第十条第二項第二号の二に規定する場所」を「クロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるもの(以下「クロスボウ射撃場」という。)」に改め、同項第四号の九中「第十条第二項第二号の二に規定する場所」を「クロスボウ射撃場」に改める。

第三条の十三中「何人も」の下に、「次の各号のいずれかに該当する場合は、これを「供される乗物」の下に「(以下この条において「道路等」という。))を加え、これらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。))であつて内閣府令で定めるものを除く。若しくはこれらの乗物において拳銃等」を「道路等において銃砲等」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合
- 二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。)(指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場を除く。)であつて内閣府令で定めるものにおいて銃砲で射撃をする場合
- 三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合
- 四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。))以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。))の用途に限る。に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。))をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分の長さが半分の半を超えないものをいう。以下同じ。))である場合において、第五条の二第四項第一号に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(射撃場を除く。)において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの(第七号及び第三十一条の十一第一項第三号口において「特定銃砲使用産業」という)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係るクロスボウを使用する場合

七 次条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業又は特定クロスボウ使用産業の作業に従事する者(第三十二条第二項の規定により当該許可を受けた者が届け出た者に限る。)が、当該許可に係る銃砲等を当該許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用する場合

八 継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者

イ 猟銃又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者(ハに該当する者を除く。)

ロ 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者(イ又はハに該当する者を除く。)

ハ 継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者

第五條の二第五項中「前項第一号」を「前項第一号ハ」に、「同号中」を「同号ハ中」に改める。

第九條の十六第一項中「次条第二項第二号の二に規定する場所」を「クロスボウ射撃場」に改める。

第十條第二項第一号中「政令で定めるものを除く。」を削り、「当該用途」の下に「有害鳥獣駆除の用途にあつては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。」を加え、「捕獲又は殺傷」を「捕獲等」に改め、同号ただし書中「銃砲」を「猟銃」に、「事業に対する被害を防止するため」を、「第五條の二第四項第一号口に該当する者として」に、「当該事業」を「事業」に、「捕獲」を「捕獲等」に改め、同項第二号の二中「危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるもの」を「クロスボウ射撃場」に改め、同項第三号中「第四條」を「前三号に掲げる場合のほか、第四條」に改め、「(前三号に規定する者を除く。)」を削り、「用途」の下に「狩猟、一般有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途を除く。」を加える。

第十一條第一項第五号中「第五條の二第四項第一号に該当することにより」を「第五條の二第四項第一号イ又はロの規定に該当する者として」に、「同号」を「当該規定」に改める。

第三十一條第一項中「場合に」とき(第三十一條の十一第一項第三号に該当する場合を除く。)」に改め、同条第二項中「の違反行為」の下に「拳銃等の発射に係るものに限る。次項において同じ。」を加える。

第三十一條の二第一項中「場合に」とき」に改める。

第三十一條の三第一項中「所持した場合に」を「所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等(拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ)を所持したとき」に、「の数を」を「及び銃砲等の合計数」に改め、同条第二項中「で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものを」を「が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該違反行為をした者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該違反行為に係る装薬銃砲を、当該装薬銃砲に適合する実包又は当該装薬銃砲に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

二 当該違反行為に係る空気銃を、当該空気銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

三 当該違反行為に係るクロスボウを、当該クロスボウに適合する矢と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

第三十一條の三第三項中「の違反行為」の下に「拳銃等の所持に係るものに限る。次項において同じ。」を加え、同項第三号中「前項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三十一條の四第一項中「場合に」とき」に改める。

第三十一條の五中「違反して拳銃等を」の下に「所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等を」を、「が当該拳銃等」及び「当該拳銃等」の下に「又は銃砲等」を加える。

第三十一條の六中「拳銃等」の下に「又は銃砲等」を加え、「場合に」とき(銃砲等の所持について許可を受けた場合にあつては、人の生命、身体又は財産を害する目的で当該銃砲等を所持するために許可を受けたときに限る。)に改める。

第三十一條の七第一項、第三十一條の八及び第三十一條の九第一項中「場合に」とき」に改める。

第三十一條の十一第一項第一号中「とき」の下に「第三十一條の三第一項に該当する場合を除く。」を加え、同項第三号中「とき」の下に「第三十一條の六に該当する場合を除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三條の十三の規定に違反したとき(次に掲げる場合に限る。)

イ 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを発射した場合

ロ 人命救助、動物麻酔又は特定銃砲使用産業の用途に供するために、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃又は第四條第一項第二号の政令で定める銃砲のうち当該特定銃砲使用産業の用途に供するものとして政令で定めるものを発射した場合

ハ 動物麻酔又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するためにクロスボウを発射した場合

第三十一條の十二、第三十一條の十三及び第三十一條の十五中「場合に」とき」に改める。

第三十一條の十六第一項第一号中「とき」の下に「第三十一條の三第一項に該当する場合を除く。」を加え、同項第四号中「とき」の下に「第三十一條の六に該当する場合を除く。」を加える。

第三十一條の十七第一項及び第三十一條の十八第一項中「場合に」とき」に改める。

第三十二條に次の一号を加える。

七 第三十一條の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

第二條 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「銃砲」とは、次に掲げる物をいう。

一 装薬銃砲(拳銃、小銃、機関銃、猟銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能をもつ銃又は砲のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第三條の四及び第三十一條の三第二項第一号において同じ。)

二 空気銃（圧縮した気体を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）

三 電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第三十一条の第三第二項第二号において同じ。）

第三号の四中「機関銃又は砲」を「若しくは機関銃又は砲（装薬銃砲であつて、武器等製造法第二号第一項に規定する武器に該当するものに限る。）」に改める。

第三号の十三第四号ただし書中「半分を超える」を「五分の一以上である」に改める。

第十号の八第一項中「第四条第一項第一号」の下に「又は第四号」を、「第十号の五第一項第一号」の下に「から第三号まで」を加える。

第十一号の前の見出しを削り、同条に見出しとして「許可の取消し等」を付し、同条第五項中「三年」を「二年」に改め、「用途」の下に「当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部」を加え、「その許可を取り消す」を「次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部）に供していないと認める場合 当該許可を取り消すこと。

二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるとき 当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。

（第十三条の二に見出しとして「拳銃部品の仮設置」を付する。

第十三条の二中「第一項及び第七項を除く」の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため「又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に関し」に改める。

第三十一条の第三第二項第二号中「空気銃」の下に「又は電磁石銃」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（特定電磁石銃所持者等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に電磁石銃第二号の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第二号第一項第三号に規定する電磁石銃をいう。以下この項において同じ。）を所持している者（以下この条及び次条第一項において「特定電磁石銃所持者」という。）については、この法律の施行の日（附則第四条及び第五条において「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（以下この条及び次条第一項において「経過期間」という。）（特定電磁石銃所持者が経過期間内に特定電磁石銃（特定電磁石銃所持者がこの法律の施行の際現に所持している電磁石銃をいう。以下同じ。）について、新法第四条の規定による当該特定電磁石銃の所持の許可の申請をしたときは、当該申請をした時までの間）は、当該特定電磁石銃に関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定電磁石銃所持者の従業者（その職務上当該特定電磁石銃を所持している場合に限る。次項において同じ。）についても、同様とする。

2 特定電磁石銃所持者から特定電磁石銃について輸出又は廃棄の取扱いを委託された者で当該特定電磁石銃をそれぞれ輸出又は廃棄のため所持するものについては、経過期間は、当該特定電磁石銃に関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該者の従業者についても、同様とする。

3 前二項の場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、第十条の六第一項、第二十一条の二第二項、第二十三条の二並びに第二十六条第一項、第二項及び第五項の規定は、前二項に規定する者が特定電磁石銃を所持する場合について準用する。この場合において、新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合は、正当な理由」とあるのは「は」と、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該」とあるのは「は」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する場合は、当該」とあるのは「当該」と、新法第十条の四第一項中「次条、第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、新法第十条の六第一項中「第十条の四又は第十条の五」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号。第二十一条の二第二項において「改正法」という。）附則第二項第三項において準用する第十条の四」と、「これら」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「第三条の七の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか」とあるのは「改正法附則第二号第一項に規定する特定電磁石銃について輸出又は廃棄の取扱いを委託する場合は、当該」と、「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当する」とあるのは「に該当する」と読み替えるものとする。

（特定電磁石銃の所持の許可の申請をした者に関する経過措置）

第三条 経過期間内に特定電磁石銃について新法第四条の規定による許可の申請をした特定電磁石銃所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該申請をした時において、当該特定電磁石銃について当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、新法第四条の四第一項、第七号第一項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 新法第十一条第九項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会が前項の申請について不許可の処分をした場合における当該申請をした者について準用する。この場合において、同条第十項中「前二項」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号。第十二項において「改正法」という。）附則第三条第二項において準用する前項」と、同条第十二項中「第八項又は第九項」とあるのは「改正法附則第三条第二項において準用する第九項」と、同条第九項とあるのは「第八号第九項」と、許可が取り消された日」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受けた日」と、「第十一条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する第十一条第十項」と読み替えるものとする。

（ライフル銃の所持の許可に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が新法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃（旧法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。）であるものに係る当該ライフル銃についての所持の許可（この条の規定の適用を受けて当該ライフル銃についての所持の許可が更新された場合における当該更新された許可を含む。）の更新（当該許可に係る用途に標的射撃が含まれていない場合にあつては、施行日から起算して十年を経過する日までに）行われるものに限る。）に係る許可の更新の基準については、なお従前の例による。

(許可の取消し等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者（施行日以後引き続き二年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していない者を除く。）に対する新法第十一条第五項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは「三年」と、「全部又は一部」とあるのは「全部」と、「次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をする」とあるのは「その許可を取り消す」とする。

(罰則)

第六条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定電磁石銃を発射した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第八条 附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定電磁石銃を譲り渡し、又は貸し付けたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 附則第二条第三項において準用する新法第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 附則第三条第二項において準用する新法第十一条第九項の規定による特定電磁石銃の提出命令に応じなかったとき。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第八条若しくは第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(拘禁刑に関する経過措置)

第十三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における附則第六条から第十条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四十二号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項（銃砲等の発射）の罪（拳銃等の発射に係るものを除く。）、同条第二項」に、「第三十一条の二第一項」を「若しくは第三十一条の二第一項」に、「第三十一条の三第三項」を「の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二

項（銃砲等の所持等）の罪（拳銃等の所持に係るものを除く。）又は同条第三項」に、「により拳銃等」を「により銃砲等」に、「第三十一条の十一第一項」を「第三十一条の十一第一項第一号、第二号若しくは第四号」に、「又は第三十一条の十三」を「若しくは第三十一条の十三」に改める。

第十六条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正
（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第七号中「から第三十一条の四まで（けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）」を「銃砲等の発射」の罪（拳銃等の発射に係るものに限る。）、同法第三十一条の二（拳銃等の輸入）の罪、同法第三十一条の三（銃砲等の所持等）の罪（拳銃等の所持に係るものに限る。）、又は同法第三十一条の四（拳銃等の譲渡し等）に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「又は第三十一条の十六第一項第二号」を「若しくは第三十一条の十六第一項第二号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

法務大臣 小泉 龍司

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（第一条関係）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（第二条関係）	15
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十五条関係）	20
○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（附則第十六条関係）	21

第一条による改正後	第一条による改正前
<p>（所持の禁止）</p> <p>第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員（第四号の九、第四条第一項第五号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）がクロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるもの（以下「クロスボウ射撃場」という。）においてクロスボウによる射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウを所持する場合</p> <p>四の三～四の八 （略）</p> <p>四の九 第九条の十六第一項の規定による資格の認定を受けた者（以下「クロスボウ射撃資格者」という。）が、クロスボウ射</p>	<p>（所持の禁止）</p> <p>第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員（第四号の九、第四条第一項第五号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）が第十条第二項第二号の二に規定する場所においてクロスボウによる射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウを所持する場合</p> <p>四の三～四の八 （略）</p> <p>四の九 第九条の十六第一項の規定による資格の認定を受けた者（以下「クロスボウ射撃資格者」という。）が、第十条第二項</p>

撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持する場合

五〇十五 (略)

二〇四 (略)

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合

二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設（以下「射撃場」という。）（指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場を除く。）であつて内閣府令で定めるものにおいて銃砲で射撃を

第二号の二に規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持する場合

五〇十五 (略)

二〇四 (略)

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所（銃砲で射撃を行う施設（以下「射撃場」という。）であつて内閣府令で定めるものを除く。）若しくはこれらの乗物において拳銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該拳銃等を発射する場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

する場合

三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

(新設)

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除（次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。）以外の有害鳥獣駆除（第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。）の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等（射撃場を除く。）において銃砲を発射する必要がある産業として政

(新設)

令で定めるもの（第七号及び第三十一条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。）の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等（クロスボウ射撃場を除く。）においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの（次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。）の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、当該許可に係るクロスボウを使用する場合

七 次条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業又は特定クロスボウ使用産業の作業に従事する者（第三条第二項の規定により当該許可を受けた者が届け出た者に限る。）が、当該許可に係る銃砲等を当該許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用する場合

（許可）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。第三十一条の十一第一項第三号イにおいて同じ。）又はクロスボウを所持しようとする者

（新設）

（新設）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。）又はクロスボウを所持しようとする者（第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く

(第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。)

二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二〜十 (略)

2〜5 (略)

(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者(ハに該当する者を除く。)

ロ 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者(イ又はハに該当する者を除く。)

。

二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二〜十 (略)

2〜5 (略)

(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。)^{こま}である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲(殺傷を含む。以下同じ。)を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者

ハ 継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者

二 (略)

5 第三項第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号若しくは第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号若しくは第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

6・7 (略)

(クロスボウ射撃資格の認定)

第九条の十六 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第七項第一号に掲げる者に限る。)のうち、クロスボウ射撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会

二 (略)

5 第三項第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号若しくは第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号若しくは第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

6・7 (略)

(クロスボウ射撃資格の認定)

第九条の十六 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第七項第一号に掲げる者に限る。)のうち、次条第二項第二号の二に規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する

に申請して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。

2・3 (略)

(所持の態様についての制限)

第十条 (略)

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号口に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

二 (略)

都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。

2・3 (略)

(所持の態様についての制限)

第十条 (略)

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲又は殺傷をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

二 (略)

二の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、クロスボウ射撃場において、当該許可に係る用途に供するため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合

三 前三号に掲げる場合のほか、第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者が、当該許可に係る用途（狩猟、一般有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途を除く。）に供するため使用する場合

3～5 (略)

(許可の取消し及び仮領置)

第十一条 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一～四 (略)

五 第五条の二第四項第一号イ又はロの規定に該当する者としてライフル銃の所持の許可を受けた者が当該規定に該当しなくなつた場合

2～12 (略)

第三十一条 第三条の十三の規定に違反したとき（第三十一条の十一第一項第三号に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

2 前項の違反行為（拳銃等の発射に係るものに限る。次項におい

二の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものにおいて、当該許可に係る用途に供するため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合

三 第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者（前三号に規定する者を除く。）が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合

3～5 (略)

(許可の取消し及び仮領置)

第十一条 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一～四 (略)

五 第五条の二第四項第一号に該当することによりライフル銃の所持の許可を受けた者が同号に該当しなくなつた場合

2～12 (略)

第三十一条 第三条の十三の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

2 前項の違反行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的

て同じ。)が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

2・3 (略)

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等(拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。)を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

2・3 (略)

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合においては、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

一 当該違反行為に係る装薬銃砲を、当該装薬銃砲に適合する実包又は当該装薬銃砲に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

二 当該違反行為に係る空気銃を、当該空気銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

三 当該違反行為に係るクロスボウを、当該クロスボウに適合する矢と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為（拳銃等の所持に係るものに限る。次項において同じ。）が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一・二 (略)

三 前項（第一号に係る部分に限る。） 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 (略)

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上の有期懲役に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一・二 (略)

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 (略)

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第三十一条の五 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等を所持する者が当該拳銃等又は銃砲等を提出して自首したときは、当該拳銃等又は銃砲等の所持についての第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等又は銃砲等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（銃砲等の所持について許可を受けた場合にあつては、人の生命、身体又は財産を害する目的で当該銃砲等を所持するために許可を受けたときに限る。）は、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第三十一条の八 第三条の三第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以

第三十一条の五 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持する者が当該拳銃等を提出して自首したときは、当該拳銃等の所持についての第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第三十一条の八 第三条の三第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円

下の罰金に処する。

2・3 (略)

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して猟銃を所持したとき（第三十条の三第一項に該当する場合を除く。）。

二 (略)

三 第三条の十三の規定に違反したとき（次に掲げる場合に限る。）。

イ 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを発射した場合

ロ 人命救助、動物麻酔又は特定銃砲使用産業の用途に供するために、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲のうち当該特定銃砲使用産業の用途に供するものとして政令で定めるものを発射した場合

ハ 動物麻酔又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するためにクロスボウを発射した場合

四 偽りの方法により猟銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。

2・3 (略)

以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して猟銃を所持したとき。

二 (略)

(新設)

三 偽りの方法により猟銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき。

2・3 (略)

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をしたときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等及び猟銃を除く。第四号及び第三項において同じ。）又は刀剣類を所持したとき（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）。

二・三 （略）

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等及び猟銃を除く。第四号及び第三項において同じ。）又は刀剣類を所持したとき。

二・三 （略）

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又

は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。

五 (略)

2・3 (略)

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・4 (略)

第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第三十一条の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

は第六条の規定による許可を受けたとき。

五 (略)

2・3 (略)

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・4 (略)

第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

(新設)

<p>第二一条による改正後</p>	<p>第一一条による改正後</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「銃砲」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 装薬銃砲（拳銃、小銃、機関銃、猟銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃又は砲のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第三条の四及び第三十一条の三第二項第一号において同じ。）</p> <p>二 空気銃（圧縮した気体を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第三十一条の三第二項第二号において同じ。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「銃砲」とは、拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 （略）</p>

(輸入の禁止)

第三条の四 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃、小銃若しくは機関銃又は砲(装薬銃砲であつて、武器等製造法第二条第一項に規定する武器に該当するものに限る。)

(以下「拳銃等」という。)を輸入してはならない。

一五 (略)

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という。)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一三 (略)

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。))以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を

(輸入の禁止)

第三条の四 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃、小銃、機関銃又は砲(以下「拳銃等」という。)を輸入してはならない。

一五 (略)

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という。)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一三 (略)

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。))以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を

有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号口に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五〇七 (略)

(猟銃又は空気銃の保管の委託)

第十条の八 第四条第一項第一号又は第四号の規定による許可を受けた者(第十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて猟銃又は空気銃を保管することを業とするもの(以下「猟銃等保管業者」という。)に当該許可に係る猟銃又は空気銃の保管を委託することができる。

二〇五 (略)

(許可の取消し等)

第十一条 (略)

二〇四 (略)

5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き二年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部)に供していない

有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号口に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五〇七 (略)

(猟銃又は空気銃の保管の委託)

第十条の八 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者(第十条の五第一項第一号に掲げる者を除く。)は、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて猟銃又は空気銃を保管することを業とするもの(以下「猟銃等保管業者」という。)に当該許可に係る猟銃又は空気銃の保管を委託することができる。

二〇五 (略)

(許可の取消し及び仮領置)

第十一条 (略)

二〇四 (略)

5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

いと認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をすることができる。

一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部）に供していないと認める場合 当該許可を取り消すこと。

二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるとき 当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。

6 〵 12 (略)

(拳銃部品の仮領置)

第十一条の二 (略)

(公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十一条の三 (略)

(新設)

(新設)

6 〵 12 (略)

第十一条の二 (略)

(公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十一条の三 (略)

<p>2 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該違反行為に係る空気銃又は電磁石銃を、当該空気銃又は電磁石銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該違反行為に係る空気銃を、当該空気銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第六条の二関係） 一～四十一（略） 四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（銃砲等の発射）の罪（拳銃等の発射に係るものを除く。）、同条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）若しくは第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項（銃砲等の所持等）の罪（拳銃等の所持に係るものを除く。）、又は同条第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法により銃砲等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第三項（猟銃の所持等）若しくは第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪 四十三～九十三（略）</p>	<p>別表第三（第六条の二関係） 一～四十一（略） 四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十一条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項若しくは第三項（猟銃の所持等）又は第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪 四十三～九十三（略）</p>

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第三条、第十五条関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十条（銃砲等の発射）の罪（拳銃等の発射に係るものに限る。）</p> <p>（同法第三十一条の二（拳銃等の輸入）の罪、同法第三十一条の三（銃砲等の所持等）の罪（拳銃等の所持に係るものに限る。）又は同法第三十一条の四（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一第一項第二号（拳銃部品の輸入）若しくは第二項（未遂罪）若しくは第三十一条の十六第一項第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）の罪</p> <p>八・九（略）</p>	<p>別表第一（第三条、第十五条関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十条から第三十一条の四まで（けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一第一項第二号（けん銃部品の輸入）若しくは第二項（未遂罪）又は第三十一条の十六第一項第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）の罪</p> <p>八・九（略）</p>